

EDINET 概要書

2025 年3月 金融庁 企画市場局 企業開示課

- ◆Microsoft Corporation のガイドラインに従って画面写真を使用しています。
- ◆Microsoft、Excel、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
- ◆Adobe® product screen shots reprinted with permission from Adobe Systems Incorporated.
- ◆Adobe、Adobe Photoshop、Adobe Illustrator は、Adobe Systems Incorporated の登録商標又は商標です。
- ◆その他、記載されている会社名及び製品名は、各社の登録商標又は商標です。
- ◆本文中では、TM、®、©は省略しています。
- ◆本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のものです。実在するものとは一切関係ありません。
- ◆本書に掲載されている内容は、2025年3月現在のもので、予告なく変更される可能性があります。
- ◆本書で公開している情報の利用については、利用規約

 (https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/guide/static/disclosure/WZEK0030.html)を遵守してください。
- ◆本書に記載の会社名及び製品名について、金融庁はそれらの会社、製品等を推奨するものではありません。

1章 概 要	1
1 EDINET の概要	2
2 EDINET を利用するユーザ	4
3 EDINET 利用の手順	6
4 EDINETとXBRL	8
4-1 XBRL の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-2 XBRL の訂正····································	
4-3 使用するタクソノミ····································	
2章 各種資料	11
1 マニュアル体系	12
2 各種資料のダウンロード	14
2 各種資料のダウンロード 3 章 書類提出する方へ	14 17
	14 17 18
3章 書類提出する方へ	17
3 章 書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定 1-2 EDINET 利用のための届出 ~書類を提出する場合~	17 18 18 19
3 章 書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定 1-2 EDINET 利用のための届出 ~書類を提出する場合~ 1-3 サブユーザの作成	17 18 19 19
3 章 書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定 1-2 EDINET 利用のための届出 ~書類を提出する場合~ 1-3 サブューザの作成 1-4 ファンドの届出	17 18
3 章 書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定 1-2 EDINET 利用のための届出 ~書類を提出する場合~ 1-3 サブユーザの作成 1-4 ファンドの届出 1-4-1 ファンド概要書の作成	17 18
3 章 書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定 1-2 EDINET 利用のための届出 ~書類を提出する場合~ 1-3 サブューザの作成 1-4 ファンドの届出	17 18 18 19 19 20 20 20
3 章 書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定 1-2 EDINET 利用のための届出 ~書類を提出する場合~ 1-3 サブユーザの作成 1-4 ファンドの届出 1-4-1 ファンド概要書の作成 1-4-2 ファンド情報の届出	17 18 18 19 19 20 20 20
3 章 書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定 1-2 EDINET 利用のための届出 ~書類を提出する場合~ 1-3 サブユーザの作成 1-4 ファンドの届出 1-4-1 ファンド概要書の作成 1-4-2 ファンド情報の届出 1-4-3 EDINET コードとファンドコード 2 書類提出の手順	17 18 18 19 19 20 20 20 21 22
3 章 書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定	17 18 18 19 19 20 20 21 22
3章書類提出する方へ 1 書類提出の事前準備 1-1 コンピュータ利用環境の設定 1-2 EDINET 利用のための届出 ~書類を提出する場合~ 1-3 サブユーザの作成 1-4 ファンドの届出 1-4-1 ファンド概要書の作成 1-4-2 ファンド情報の届出 1-4-3 EDINET コードとファンドコード 2 書類提出の手順 2-1 EDINET に提出する開示書類又は公告データの準備	17 18 18 19 19 20 20 21 22 22 25

EDINET 概要書 目次

2-2-2 大量保有報告書の一括提出 ------26

2-2-3 共同買付者がいる書類の提出	······27
2-2-4 電子公告の方法	29
3 提出書類の閲覧	30
4章 書類閲覧する方へ	31
1 提出書類の閲覧	32
1-1 コンピュータ利用環境の設定	32
1-2 提出書類の閲覧	32
1-3 利用規約について	32

本書について

EDINET (以下 EDINET という) の利用に当たっては、本概要書をファーストステップとして御利用ください。

本書は、これから EDINET を利用する方のためのガイドです。

EDINET の仕組み及び EDINET でできること並びに EDINET を操作する上で御覧いただきたい各種資料及び EDINET 利用の概要を記載しています。

なお、本書では、各所に EDINET の利用に当たり、どの資料を読めばよいかを参照先として記載しています。詳しい操作手順は、各操作ガイドを御覧ください。

※本書において「財務(支)局等」とは、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の財務省 財務局、福岡財務支局及び内閣府沖縄総合事務局を指します。

本書の表記について

本書内に記載している記号は、次のような意味があります。

表示	意味
MEMO (M)	知っておいていただきたいことについて説明しています。
多重要	重要事項について説明しています。必ずお読みください。
	参考資料がある場合、その資料名を記載しています。

<<EDINET の利用に当たって>>

EDINET を装い、ユーザ ID、パスワード等の個人情報を盗もうとする偽の Web サイトに注意してください。

このようなWebサイトに誘導するメールが届いても、リンク先にアクセスしたり、添付ファイルを開いたりしないように注意してください。

EDINET からメールで個人情報を照会することは一切ありません。 なお、ウィルス対策ソフトを最新の状態にするなど、御利用環境のセキュ リティ対策をおすすめします。



 	• • • • •	 	 • • • • •	• • • • • •	• • • • •	 		 ••••	
							• • • • • •		
 		 	 		• • • • • •	 		 	
 		 	 		• • • • • •	 		 	
 		 	 		• • • • •	 		 	
 		 	 • • • • •		• • • • •	 		 	
 		 	 		• • • • • •	 		 	



1章 既要

1 EDINET の概要

EDINET の仕組みについて説明します。

[はじめに]

EDINET (エディネット) とは、「Electronic Disclosure for Investors' NETwork」の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことを示します。

以前は、紙媒体で提出されていた有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類を、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化したものです。

これにより、開示書類等提出者の事務負担の軽減、開示情報利用者による開示書類に含まれる各種情報へのアクセスに係る公平及び迅速化を図り、証券市場の効率性を高めることを実現します。

EDINET では、有価証券報告書等の提出者は、紙媒体の提出書類に記載していた情報を、インターネットを使用して財務(支)局等に提出します。これらの提出書類のうち、開示情報はインターネットを通して広く一般に提供されます。

[XBRL の導入と XBRL 対象範囲拡大]

EDINET では、2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度等に係る財務諸表本表について、国際的に標準化された財務報告等に使用されるコンピュータ言語である XBRL 形式で提出することとしました。

2013年9月には、「開示書類の二次利用性の向上」、「検索機能等の向上」等を目的とした「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の次世代システム」の開発を完了し、XBRL 対象範囲を拡大しました。XBRL 対象範囲については「4 EDINET と XBRL」を参照してください。

〔EDINET の対象書類〕

EDINET の対象となる書類は、次のとおりです。

- (1) 金融商品取引法第二章に規定する企業内容等の開示に係る開示書類等
- (2) 同法第二章の二に規定する公開買付けに関する開示に係る開示書類等
- (3) 同法第二章の三に規定する株券等の大量保有の状況に関する開示に係る開示書 類等

上記提出書類の提出要件、提出期限、記載内容等については、「**金融商品取引法**」、「同 施行令」及び「関連する内閣府令・規則」を参照してください。

〔EDINET の主なメリット〕

EDINET を導入することによって、開示書類等提出者及び投資家には、次のようなメリットがあります。

(1) 開示書類等提出者のメリット

インターネットを使用するため、開示書類提出のために財務(支)局等に出向く必要がありません。また、開示書類の印刷費用が削減され、事務負担が軽減されます。

(2) 投資家のメリット

EDINET に提出された全ての開示書類は、インターネットを使用して閲覧することができるようになるため、企業情報への迅速かつ公平なアクセスが実現します。

[EDINET の主な機能]

EDINET には、主に次のような機能があります。

(1) 書類提出機能

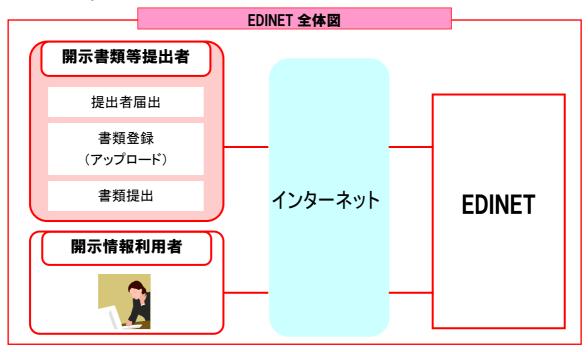
開示書類等提出者はインターネットを通じて、EDINET に提出者情報を入力(届出)することができます。

有価証券報告書等の開示書類を登録(アップロード)し、財務(支)局等に書類提出する機能があります。

(2) 書類閲覧機能

提出された書類を閲覧する機能。

財務(支)局等の閲覧室に設置されている縦覧用パソコンで、開示書類の縦覧ができます。また、インターネット経由でどこからでも自由に開示書類を閲覧することができます。なお、XBRL 形式で提出された部分に関しては XBRL 形式のデータをダウンロードし、利用することも可能です。この XBRL 形式のデータについては参考情報であり、そこに含まれる英語情報及びその他の情報の正確性が保証されるものではありません。



2 EDINET を利用するユーザ

EDINET を利用するユーザ(マスタユーザ及びサブユーザ) について説明します。

EDINET を利用するユーザは、書類を提出する「開示書類等提出者」及び提出された書類を閲覧する「開示情報利用者」の二つに分かれます。



開示書類等提出者

EDINET を利用し、書類提出するための次の情報が必要

- EDINET コード
- ユーザ ID
- **●** パスワード



EDINET を利用するための EDINET コード、ユーザ ID 及び パスワードは不要

開示書類等提出者には、「マスタユーザ」及び「サブユーザ」があります。



マスタユーザ

EDINET に「提出者届出」をすると、「EDINET コード」と EDINET にログインするための「ユーザ ID」及び「パスワード」が通知されます。 原則として、1EDINET コードにつき、1 ユーザ ID (ユーザ) が通知されます。この届出時に通知されるユーザ ID を使用するユーザを「マスタユーザ」といいます。



サブユーザ

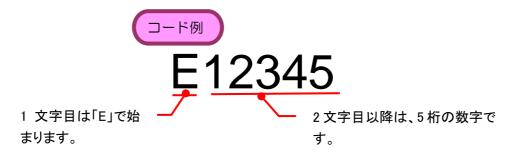
マスタユーザの1ユーザのみでは、書類提出作業が難しい場合、マスタユーザが EDINET 作業用のユーザを作成できます。このユーザを「サブユーザ」といいます。「サブユーザ」は複数作成でき、「サブユーザ」の書類提出作業時の権限を制限することができます。

WEMO

EDINET コードとは

EDINET コードとは、開示書類等提出者(法人又は個人)ごとに付番される一意のコードです。

EDINET コードは次のような構成となっています。



3 EDINET 利用の手順

EDINET を利用する場合のホームページ及び全体の手順について説明します。

EDINET には、次の「閲覧サイト」及び「提出サイト」があります。

【閲覧サイト】

https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/



書類閲覧をするためのホームペー ジであり、どなたでも御利用いただ けます。

閲覧のために届出をする必要は ありません。

【提出サイト】

https://submit2.edinet-fsa.go.jp/



書類提出及びそのための届出を するホームページです。

提出者届出をして、ユーザ ID 及び パスワードを取得した方が書類提 出をすることができます。 EDINET で書類提出又は書類閲覧するまでの大まかな全体の手順について説明します。

書類を提出する 書類を閲覧する コンピュータ利用環境の設定 コンピュータ利用環境の設定 EDINET を利用するための、コンピュータ利用環境を設 EDINET を利用するための、コン 定します。 ピュータ利用環境を設定します。 EDINET コードの有無 マスタユーザ ID 及びパスワードの有無 の確認 ある ない 提出者届出 EDINET を利用するための、ユーザ ID 及び パスワードを取得します。 EDINET を EDINET を 御利用いただけます! 御利用いただけます! 書類の閲覧 サブユーザの作成 開示された書類を閲覧します。 必要に応じて、サブユーザを作成します。 ファンドの届出 必要に応じて、ファンド情報を届け出ます。 提出書類データの作成 提出する書類の府令及び様式を確認し、提出書類 データを作成します。 書類の提出 作成した提出書類データを EDINET に提出します。

4 EDINETとXBRL

EDINET では、開示情報利用者が開示情報を効率的に取得できるようにするため、多くの様式で XBRL が導入されています。

XBRL とは、財務報告等開示書類に電子的タグを付し効率的な情報取得を可能とするための国際的に標準化されたコンピュータ言語です。XBRLでは「タクソノミ」(電子的タグの集合)を基に、「インスタンス」(タグ付けされた開示書類ファイル)を作成します。

4-1 XBRL の範囲

2008 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から有価証券報告書等の財務諸表に関して XBRL 形式での提出が行われてきました。

2013年8月21日にはXBRL対象範囲の拡大に対応したEDINETタクソノミを公表し、2013年9月17日から運用を開始しました。XBRL対象範囲拡大後は、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書並びに臨時報告書、公開買付届出書、公開買付報告書及び大量保有報告書がXBRL対象範囲に含まれます。また、多くの様式について報告書全体がXBRL対象範囲となっています。XBRL対象範囲の詳細については、『EDINET タクソノミの概要説明』又は『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』を参照してください。

なお、XBRL 対象範囲拡大後の EDINET では、インライン方式の XBRL を採用しています。

4-2 XBRL の訂正

EDINET に提出した XBRL 対象書類の訂正報告書は、次の要領で提出します。

〔提出書類全体がインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時〕

訂正後の XBRL 書類一式(提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル)を添付して、訂正報告書を提出します。

〔財務諸表本表のみインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時〕

財務諸表本表又はその XBRL に訂正がある場合は、訂正後のインライン XBRL を添付して、訂正報告書を提出します。それ以外の場合は、訂正報告書のみを提出します。



法定縦覧期間を満了した書類の訂正について

法定縦覧期間を満了した書類に対する訂正報告書を提出する場合、XBRL データの提出を省略できます。

4-3 使用するタクソノミ

EDINET に提出する XBRL 書類は、金融庁が公表する EDINET タクソノミを使用して作成するものとします。

使用するタクソノミのバージョンは**『提出者別タクソノミ作成ガイドライン**』を参照してください。



• • • •	 		 	 	 		 		• • • •	 		• • • •	 	 •••	 	
	 • • • •		 	 	 	•••	 	•••	•••	 •••	•••	•••	 	 • • •	 	
• • • • ·	 • • •		 	 	 		 			 			 	 • • •	 	
	 • • • •		 	 • • • •	 	•••	 		•••	 	•••	•••	 	 • • •	 	
 .	 • • • •		 	 	 		 			 			 	 • • •	 	
	 • • • •		 	 	 		 			 			 	 • • •	 	
• • • • ·	 • • •	•••	 	 	 	•••	 		•••	 •••	•••	•••	 	 • • •	 	
• • • • ·	 • • • •	•••	 	 • • • ·	 		 		•••	 	• • •	•••	 	 • • •	 	
	 •••		 	 	 		 			 			 	 •••	 	
	 • • •		 	 	 	•••	 		•••	 	•••	•••	 	 • • •	 	
 .	 • • • •		 	 	 		 			 			 	 • • •	 	



2章 各種資料

1 マニュアル体系

EDINET では、次の資料を提供しています。

EDINETでは、次表にある資料を提供していますので、これらの資料が必要な場合、EDINETのホームページから入手してください。※次表は、主な資料のみを記載しています。

EDINET で提供される資料の最新版は、EDINET のホームページ上にあります。法令又は様式の改正により、各種資料内容は更新されますので、最新の資料を御利用ください。

O:必要 ×:不要

No	資料	書類提出する場合	書類閲覧する場合
1	『EDINET 概要書』 本書です。これから EDINET を利用する方のためのガイド です	0	0
2	『EDINET タクソノミの概要説明』 これから EDINET を利用する方、既に EDINET を利用して いる方のためのガイドです。 EDINET タクソノミの概要につ いて説明しています。	0	0
3	『書類提出用 端末要件』『書類閲覧 利用環境』 EDINET を利用するためのコンピュータの設定について説 明しています。	〇 ※『書類提出用 端末 要件』を参照してく ださい。	〇 ※『書類閲覧 利用環 境』を参照してくだ さい。
4	『提出書類ファイル仕様書』 開示書類等を提出する際のファイルの名前の付け方、構成等について説明しています。	0	×
5	『バリデーションガイドライン』 EDINET の提出機能の「アップロード」、「事前チェック」及 び「仮登録」のチェック内容について説明しています。	0	×
6	『バリデーションメッセージー覧』 EDINET の提出機能の「アップロード」、「事前チェック」及び「仮登録」のチェックで表示される主なバリデーションメッセージ及びその対処方法について説明しています。	0	×
7	『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』 XBRL 形式で提出書類を作成する場合の提出者別タクソ ノミの作成方法について説明しています。	O *1	×
8	『報告書インスタンス作成ガイドライン』 XBRL 形式で提出書類を作成する場合の報告書インスタ ンスの作成方法について説明しています。	O *1	×

No	資料	書類提出する場合	書類閲覧する場合
9	『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』 XBRL 形式で提出書類を作成する場合の報告項目及び 勘定科目の選定方法の会計実務的な手続に関する指針 及び留意事項について説明しています。	O *1	×
10	『書類提出 操作ガイド』 開示書類等提出者が EDINET を利用して書類を提出する 操作方法について説明しています。	0	×
11	『書類閲覧 操作ガイド』 書類を閲覧する操作方法について説明しています。	×	0
12	『大量保有報告書提出 操作ガイド』 開示書類等提出者が EDINET を利用して大量保有報告 書を提出する操作方法について説明しています。	0	×

^{※1} XBRL 形式の提出書類データを作成する場合に必要です。

2 各種資料のダウンロード

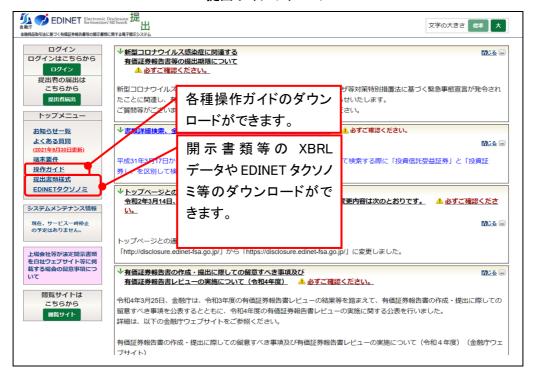
操作ガイド又は各種資料をダウンロードする方法について 説明します。

各種資料及び各種データは、次の「閲覧サイト」(https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/) 及び「提出サイト」(https://submit2.edinet-fsa.go.jp/) からダウンロードできます。

EDINET (Sectronic Disclosure Reference) 文字の大きき 標準 大 English トップメニュー お知らせ一覧 よくある質問 EDINET タクソノミ等のダウン 検索 提出者/発行者/ファンド /便利な使い方 ロードができます。 操作ガイド等 ▼ 有価証券報告書 / 半期報告書 / 四半期報告書 システムメンテナン □ 大量保有報告書 □ 路納報告書 □ その他の書類種別 (名訂正報告書を含みます。) 金融商品取引法等に基づけ 有価証券報告書等の提出利 限の延属が承認されている 過去1年 🔻 各種操作ガイド のダウンロード 大会社(EDINETコード:E05630)に対して、金融搭品取引法第10条第1項及び第24条の2第1項において集用する第10条第1項の規定に基づき、令和6年8月16日を期限とする有 ができます。 2お、眼路点において、当社から、行政処分の対象となった有価証券報告書等について、訂正報告書等が使出されておりますが、独立監査人の監査報告書は添付されておりません。 →取下済の発行登録書及びその添付書類等を閲覧される方へ ▲ 必ずご確認ください。 間じる

<閲覧サイトのイメージ>

<提出サイトのイメージ>





• • •	•••	 	 	••	 •••	• •	 	• •	• •		• • •	 	••	• • •	••	••		•••	• • •	•••	 	• • •	• • •		• • •	• • •
	• • •																									
	•••																									
	• • •																									
	• • •																									
	•••																									
	•••	 	 		 		 					 									 				· • • ·	• • • •
	•••	 	 		 		 				• • •	 									 				· • • ·	• • • •
	• • •	 	 		 • •	• •	 			• •	• • •	 					•••	• •		• •	 					• • • ·
	• • •	 	 		 	• •	 				• • •	 		• • •			•••		• • •	••	 			•••	•••	• • •
	• • •	 	 		 		 				•••	 									 					• • •



3章書類提出する方へ

1 書類提出の事前準備

ここでは、EDINET を利用し書類提出する前の事前準備作業について説明します。

書類を提出する場合には、書類の提出期限、内容等を確定し、必要に応じて共同買付者、 共同保有者等の関係者とあらかじめ調整をしてください。

1-1 コンピュータ利用環境の設定

EDINET を利用するためのコンピュータ利用環境の設定及び確認をします。

●『書類提出用 端末要件』を参照してください。

1-2 EDINET 利用のための届出

~書類を提出する場合~

EDINET を利用し、書類を提出するための EDINET コード、ユーザ ID 及びパスワードを取得します。

- EDINET コードを取得する場合は、書類の送付に一週間程度の期間が必要になります ので、提出する書類の提出期限に注意し、早めに届出をしてください。
- EDINET コードは、原則として、一法人又は個人につき EDINET コードが一つ付与されます。

法人又は個人単位で届け出てください。ただし、外国特定有価証券の発行者で、複数の代理人がいる場合は、代理人ごとに複数の EDINET コードを取得することが可能です。管轄の財務(支)局等に御相談ください。

- 大量保有報告書、公開買付届出書等の連名提出で EDINET コードのみ取得している (ユーザ ID、パスワードを取得していない)場合で、EDINET を利用して書類を提出 する場合は、届出時に既に取得している EDINET コードを使用し、ユーザ ID、パスワー ドを取得する必要があります。取得済みの EDINET コードを引き続き御使用ください。
- 原則として、既に電子開示システム届出書を提出した場合でも、その後、三年に一度、定款、住民票等の書類を提出しなければ、電子開示手続又は任意電子開示手続をするごとに、電子開示システム届出書を提出しなければなりません(金融商品取引法施行令第14条の10第2項ただし書)。

●『書類提出 操作ガイド 2章 提出者届出』を参照してください。

1-3 サブユーザの作成

EDINET を利用するためのサブユーザを作成します。

複数の担当者がそれぞれのユーザ ID を使用し、書類提出作業をする場合、サブユーザ を作成します。

●『書類提出 操作ガイド 5章 提出者情報管理』を参照してください。

1-4 ファンドの届出

「特定有価証券の発行者」が特定有価証券に係る有価証券報告書等を EDINET に提出する場合、該当する特定有価証券の情報(ファンド情報)を EDINET にあらかじめ届け出ます。

ここでは、ファンド情報を届け出る手順について説明します。

1-4-1 ファンド概要書の作成

ファンド情報を記載した「ファンド概要書」を CSV ファイルで作成します。

● 『書類提出 操作ガイド 5章 提出者情報管理』を参照してください。

1-4-2 ファンド情報の届出

ファンド情報を届け出ます。

財務(支)局等でファンド情報の届出確認後、EDINET から「ファンド登録通知メール」が送信されます。発行された「ファンドコード」は、メール受信後「ファンド情報管理」の「情報照会・変更・履歴」で確認してください。

●『書類提出 操作ガイド 5章 提出者情報管理』を参照してください。



ファンドコードとは

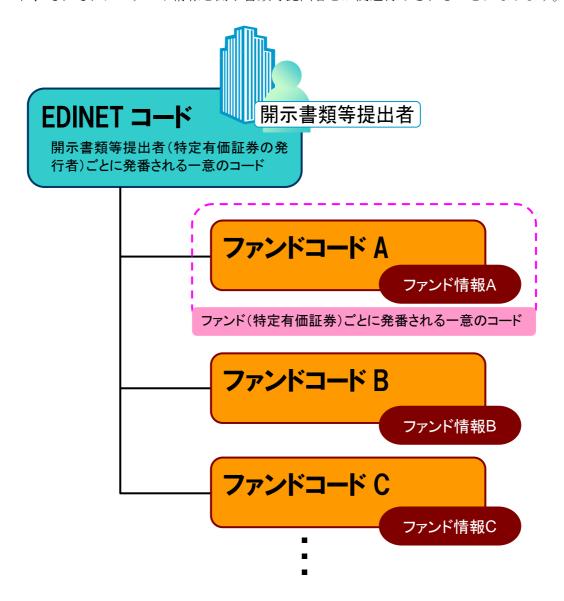
ファンドコードは、ファンド(特定有価証券)ごとに付番される一意のコードです。 ファンドコードは次のような構成となっています。



1-4-3 EDINET コードとファンドコード

EDINET コードとファンドコードについて説明します。

次の図のように、複数のファンドを運用している場合は、ファンドコードが複数発行され、それぞれにファンド情報と開示書類等提出者とが関連付けされることになります。

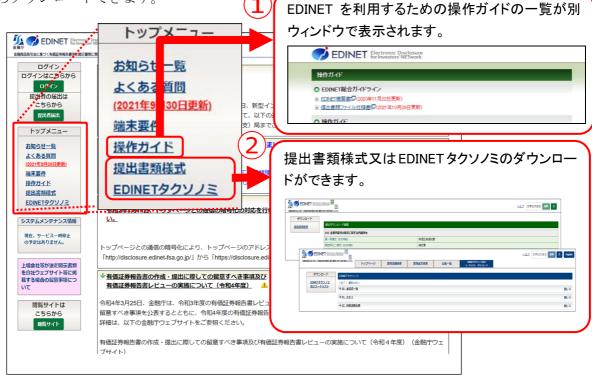


2 書類提出の手順

書類提出作業の手順について説明します。

2-1 EDINET に提出する開示書類 又は公告データの準備

開示書類又は公告データを作成する前に、必要に応じて、操作ガイド及び各種データを ダウンロードしておきます。各資料は次の「提出サイト」(https://submit2.edinet-fsa.go.jp/) からダウンロードできます。



提出書類の作成に当たり、主に必要になる資料及び提出書類作成支援のためのツールは 次のとおりです。作業時のチェックリストとして、御利用ください。

※下表の「入手方法」の番号は、前ページのホームページを示します。

	.1673 11 67		1F/% 入 1/k /				
15 11 5	入手	対象者					
資料名	方法	XBRL の提出が	XBRL の提出が				
	7374	不要な方	必要な方				
● 提出書類ファイル仕様書	1						
提出書類様式のサンプル	2						
EDINET タクソノミ	2	_					
報告項目及び勘定科目の取扱いに関する	(1)	_					
ガイドライン							
● 提出者別タクソノミ作成ガイドライン	1	_					
参 報告書インスタンス作成ガイドライン	1	_					
◆ サンプルインスタンス概要説明	1	_					
サンプルインスタンス	1	_					
● 書類提出 操作ガイド	1						
◆ 大量保有報告書作成 操作ガイド	2	□ 大量保有報告	書を提出する方				
大量保有報告書様式(Excel 版)	•	口 八里怀有報口	日でルロナック				
参 報告書(XBRL)作成ツール 操作ガイド	2	ロ 火の事料を担用よる十(※)					
報告書(XBRL)作成ツール		□ 次の書類を提出する方 ^(*)					

※報告書(XBRL)作成ツールでは、次の書類を作成できます。

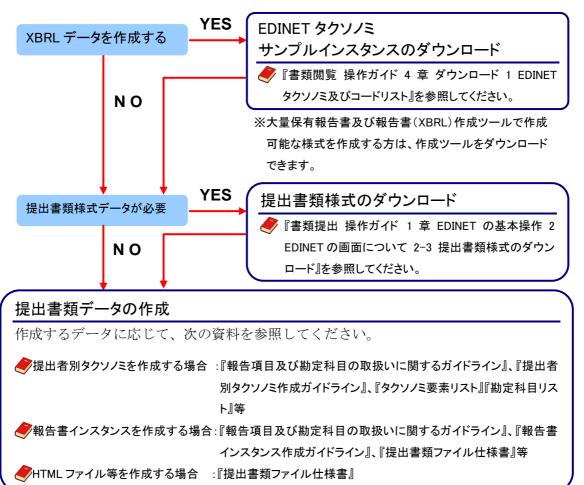
企業開示府令 臨時報告書 第五号の三様式 特定有価証券開示府令 自己株券買付状況報告書 第二十五号の三様式

企業開示府令 自己株券買付状況報告書 第十七号様式

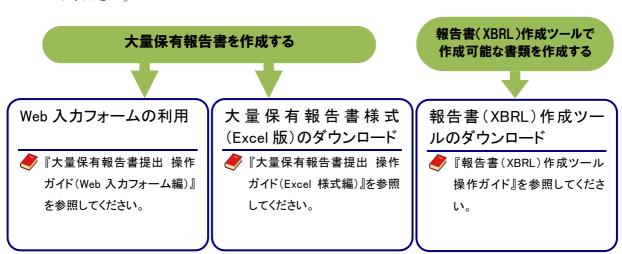
特定有価証券開示府令 臨時報告書 様式なし 他社株買付府令 公開買付撤回届出書 第五号様式 他社株買付府令 対質問回答報告書 第八号様式

他社株買付府令 公開買付届出書 第二号様式 他社株買付府令 公開買付報告書 第六号様式 内部統制府令 内部統制報告書 第一号様式

EDINET に提出する書類データを準備及び作成する手順は次のとおりです。



EDINET では、XBRLによる書類作成支援のため、大量保有報告書を作成するための「Web 入力フォーム」及び「大量保有報告書様式(Excel 版)」並びにその他の一部の開示書類を作成するための「報告書(XBRL)作成ツール」を用意しています。なお、必ずしもこれらのツールを用いて書類を作らなければならないものではありません。必要に応じて、利用してください。

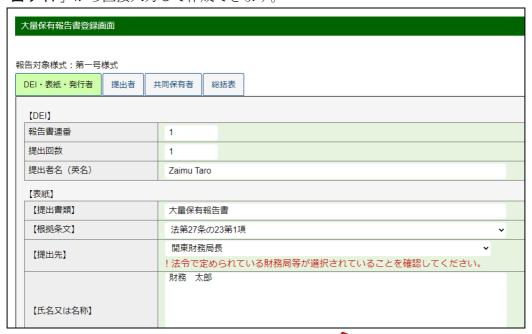


2-1-1 大量保有報告書の作成

EDINET に大量保有報告書を提出する場合、次のいずれかの方法で提出書類データを作成します。

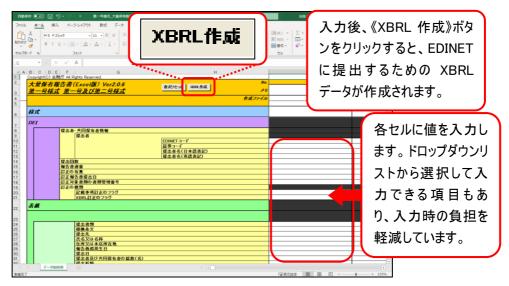
- **<方法 1>EDINET** の Web 入力フォームを利用する。
- <方法 2>「大量保有報告書様式(Excel 版)」を利用する。
- <方法3>自身でガイドライン、サンプルインスタンス等を参考にしながら作成する。

次の図は、方法 1 の「EDINET の Web 入力フォーム」の画面イメージです。EDINET の「提出サイト」から直接入力して作成できます。



『大量保有報告書提出 操作ガイド』

次の図は、方法2の「大量保有報告書様式(Excel 版)」の画面イメージです。



●『大量保有報告書提出 操作ガイド』

2-2 EDINET に書類を提出

作成した有価証券報告書等の書類を EDINET に提出します。

2-2-1 有価証券報告書等の提出

EDINET に有価証券報告書等の書類を提出します。

- 『書類提出 操作ガイド 3章 書類提出 1 書類提出の手順』、『2 提出書類新規作成』及び『3 提出書類作成一覧』を参照してください。
- 《『バリデーションガイドライン』を参照してください。
- ●『バリデーションメッセージー覧』を参照してください。

2-2-2 大量保有報告書の一括提出

大量保有報告書の提出には、個別に提出する方法と、一括して提出する方法とがあります。

複数の大量保有報告書を提出する場合は、CSV ファイルを作成し、EDINET にまとめて提出 (大量保有報告書一括提出) することができます。この機能を利用すると、大量保有報告書の変更報告書、訂正報告書も同様にまとめて提出することができます。

次は、複数の大量保有報告書を提出する手順について説明しています。

大量保有報告書を個別に提出する場合は、「2-2-1 有価証券報告書等の提出」と同じ提出方法となります。また、大量保有報告書は画面入力により提出することも可能です。

● 『書類提出 操作ガイド 3章 書類提出 1 書類提出の手順 1-2 提出書類ごとの注意事項』を参照してください。

CSV ファイルの作成

複数の大量保有報告書の情報を CSV ファイルで作成します。

● 『書類提出 操作ガイド 3章 書類提出 4 大量保有報告書の一括提出準備』を 参照してください。





EDINET に書類を提出

EDINET に複数の大量保有報告書の書類を提出します。

●『書類提出 操作ガイド 3章 書類提出 4 大量保有報告書の一括提出準備』 及び『5 提出書類一括本登録』を参照してください。

季重要 書類提出時の注意

大量保有報告書の一括提出準備では開示書類等提出者のために取引の媒介、取次ぎ又は代理をする者の名称、住所等を記載した書面又は個人である提出者等の住所・生年月日を添付する際は、「PrivateDoc」フォルダに格納する書面として HTML ファイルを準備します。

詳しくは『提出書類ファイル仕様書 3章 提出書類の作成 3-8 PrivateDoc』を参照してください。

2-2-3 共同買付者がいる書類の提出

公開買付届出書を提出する際の共同買付者がいる場合の、書類提出の手順について説明 します。提出時の作業の手順は、「2-2-1 有価証券報告書等の提出」とほぼ同じ手順です が、次の図のように共同買付者による承認作業が必要となります。

代表提出者 共同買付者 EDINET に書類を仮登録

EDINET に公開買付届出書を仮登録します。

●『書類提出 操作ガイド 3章 書類提出』を 参照してください。

書類を承認

EDINET に仮登録された公開買付届 出書の内容を確認し、書類の提出を 承認します。

●『書類提出 操作ガイド 3章 書類 提出 3 提出書類作成一覧 3-8 承 認』を参照してください。

EDINET に書類を提出(本登録)

EDINET に公開買付届出書を提出(本登録)します。

●『書類提出 操作ガイド 3 章 書類提出』を 参照してください。



共同買付者による承認について

共同買付者が EDINET で書類の提出を承認するためには、共同買付者自身が EDINET 利用のための提出者届出をして、EDINET コード、ユーザ ID 及びパスワードを取得している必要があります。また、共同買付者が複数名いる場合は、全ての承認作業が終了しないと書類の提出はできませんので、注意してください。

2-2-4 電子公告の方法

EDINET を利用して電子公告をする場合、有価証券報告書等の作成と同様に、公告データを準備及び作成し、EDINET に公告を提出します。

●『書類提出 操作ガイド 4章 公告提出』を参照してください。

3 提出書類の閲覧

ここでは、EDINETに開示書類等提出者自身が提出した書類内容を閲覧する場合の手順について説明します。

書類内容を閲覧する方法は、次のとおりです。

方法1

「提出サイト」から、提出済みの書類内容を確認します。 この方法では、開示書類等提出者自身の書類のみ閲覧することができます。

● 『書類提出 操作ガイド 3章 書類提出 3 提出書類作成一覧 3-11 書類状況』を 参照してください。

方法2

「閲覧サイト」から、書類を検索し、内容を確認します。 この方法では、他者が提出した書類も閲覧することができます。

●『書類閲覧 操作ガイド 2章 有価証券報告書等の検索』を参照してください。



4章 書類閲覧する方へ

1 提出書類の閲覧

ここでは、EDINET で書類を閲覧する場合の手順について説明 します。

1-1 コンピュータ利用環境の設定

EDINET を利用するためのコンピュータ利用環境を設定及び確認します。

●『書類閲覧 利用環境』を参照してください。

1-2 提出書類の閲覧

EDINET を利用し、提出された有価証券報告書等を閲覧します。

●『書類閲覧 操作ガイド 2章 有価証券報告書等の検索』及び 『3章 公告の閲覧』を参照してください。

1-3 利用規約について

EDINET の Web サイトのコンテンツの利用については、利用規約

(https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/guide/static/disclosure/WZEK0030.html)を遵守してください。

■■■ 改版履歴 ■■■

版	改版日	改版内容
1.0	2013.08	初版
1.1	2015.05	「3 章 書類提出する方へ 2-1 EDINET に提出する開示書類又は公告 データの準備」の報告書(XBRL)作成ツールの対象様式に「企業開示府 令 自己株券買付状況報告書 第十七号様式」を追加。 「3 章 書類提出する方へ 2-2-2 大量保有報告書の一括提出」の「書類提出時の注意」を修正。 「4章 書類閲覧する方へ 1-4 著作権等について」のタイトルを「1-4 利用規約について」に変更。 「1-4 利用規約について」の記載内容を変更。
1.2	2020.03	「1章 概要 3 EDINET 利用の手順」の URL の http を https に変更。 「2 章 各種資料 1 マニュアル体系」の「書類閲覧用 端末要件」を「書類閲覧 利用環境」に変更。 「2 章 各種資料 2 各種資料のダウンロード」の URL の http を https に変更。 「3 章 書類提出する方へ 2-1 EDINET に提出する開示書類又は公告データの準備」の URL の http を https に変更。 「4 章 書類閲覧する方へ 1-1 コンピュータ利用環境の設定」の「書類閲覧用 端末要件」を「書類閲覧 利用環境」に変更。
1.3	2020.09	「1章 概要 4 EDINET と XBRL」から表示変換方式の XBRL 及び IFRS タクソノミに係る記述を削除。
1.4	2020.11	内国法人・組合による届出にかかる登記事項証明書の添付が省略されたことに伴い、「3章 1-2 EDINET利用のための届出 ~書類を提出する場合~」の、添付書類にかかる記述を変更。
2.0	2023.01	システム再構築に伴い、次の変更。 ・画面に関する画像を変更。 ・「利用規約」、「閲覧サイト」及び「提出サイト」の URL を変更。 ・「4 章 書類閲覧する方へ 1 提出書類の閲覧」から「1-3 書類比較」を 削除。
2.1	2024.12	・画面に関する画像を一部変更。
2.2	2025.03	・「1 章 4-2 XBRL の訂正」にメモ「法定縦覧期間を満了した書類の訂正 について」を追加。



EDINET 概要書

2025年3月 2.2版